

附属書七（第八章関係） 第一百一条に関する最恵国待遇の免除に係る表

日本国の表

分野	概要	免除の期間	免除の必要性を生じさせている状況（注）
海上貨物利用運送サービス	<p>第一百一条の規定に適合しない措置の概要</p> <p>海上貨物利用運送サービス（複合運送サービス（注）に関連するサービスを含む。）を提供するための営業許可又は政府による登録は、日本国の会社が当該サービスについて同様の許可を受け、又は同様の登録を行うことができる外国の会社に対してのみ与えられ、又は行われる。</p>	<p>免除の期間</p> <p>この措置の廃止は、貿易の自由化に関する将来の交渉の結果に従って検討される。</p>	<p>免除の必要性を生じさせている状況（注）</p> <p>注 この欄の記述は、明瞭性のための情報であり、約束の一部を構成するものではない。</p> <p>マレーシアにおいて、海上貨物利用運送サービス（複合運送サービスに関連するサービスを含む。）を提供するための十分なアクセスが日本の者に与えられることを確保する必要がある。</p>

	<p>国際海上運送サービスの（旅客及び貨物の運送サービスを含む。）</p>
<p>注 「複合運送サービス」とは、国際海上運送と道路運送又は鉄道運送との組合せによる貨物運送サービスであつて、複合運送の事業者（日本国の特定の約束に係る表における海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈に定義するもの）が宅配の形で提供するものをいう。</p>	<p>日本国の船舶運航事業者が外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるものによつて不利益な取扱いを受けている場合において、対抗上の措置をとる旨の事前の通告にもかかわらず、当該不利益な取扱いが引き続き行われ、当該日本国の船舶運航事業者の利益が著しく害されているときは、対抗上の措置として、当該外国の船舶運航事業者に対して、一定の期間、次の事項を制限し、又は禁止する</p>
	<p>この措置の廃止は、貿易の自由化に関する将来の交渉の結果に従つて検討される。</p>
	<p>日本国の船舶運航事業者がマレーシアにおいて不利益な取扱いを受けないことを確保する必要がある。</p>

<p>漁業に関連するサービス</p>	<p>エネルギー・サービス</p>	
<p>日本国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における次の活動を含む漁業に関連するサービスの提供について、第三国のサービス提供者に対して特恵的な待遇を与えることができる。</p> <p>(a) 水産資源の採取を伴わない調査集魚</p> <p>(b) 漁獲物の保蔵及び加工</p> <p>(c) 漁獲物及びその製品の輸送</p> <p>(d)</p>	<p>電気業、ガス業及び原子力産業に係るサービスの提供（第九十五条(v)に基づいて提供するサービスを除く。）について、第三国のサービス提供者に対して特恵的な待遇を与えることができる。</p>	<p>ことができる。</p> <p>(a) 日本国の港への入港</p> <p>(b) 日本国の港における貨物の積込み又は取卸し</p>
<p>無期限</p>	<p>無期限</p>	
<p>漁業資源の保存及び管理を確保する必要がある。</p>	<p>効率的かつ安定的なエネルギーの供給を確保する必要がある。</p>	

(マレーシアの表は省略)

(e) 漁業に使用される他の船舶への補給